

## 第7章 村

### (村長の責務)

第23条 村長は、村政の代表者として、公正かつ誠実に職務を執行し、むらづくりを推進するように努めます。

2 村長は、村民自らがむらづくりについて考え、行動することができるよう、行政情報を積極的に提供し、村民の意向の把握に努め、村民と情報を共有するように努めます。

3 村長は、職員を適切に指揮監督し、効率的な行政運営に努めます。

4 村長は、多様化する村民の意向に対応した行政運営を行うため、職員の能力向上に努めます。

### (執行機関の責務)

第24条 村の各執行機関は、法令等に基づく事務について、自らの判断と責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、村長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮するように努めます。

### (職員の責務)

第25条 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。

2 職員は、むらづくりに関する情報収集に努めながら、必要な能力の開発と自己啓発に努めます。

3 職員は、自らも村民の一員としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参画参加するように努めます。

### (行政組織)

第26条 村の行政組織は、村民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び村民のニーズに的確に対応するよう編成します。

### (審議会等)

第27条 村は、審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」といいます。）の委員には、公募の委員を加えるように努めます。ただし、公募による委員の選出が適当でないと思われる場合については、これを加えないことができます。

2 審議会等の構成員については、委員の年齢、性別、職種、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するように努めます。

3 審議会等の会議は、原則として公開します。